

国立大学法人の喫煙対策状況調査

中井久美子 1) 高橋裕子 2) 長尾啓一 3) 戸部和夫 4) 川村孝 5)
国立大学法人保健管理施設協議会「大学における喫煙対策調査研究班」ワーキンググループ

1)2) 奈良女子大学 3) 千葉大学 4) 岡山大学 5) 京都大学

【目的】 健康増進法においては受動喫煙を防止すべき場所として「学校」が冒頭にあげられ、大学においても受動喫煙を防止する必要がある。大学の喫煙対策は学生に新たな喫煙者を生み出すことの防止にも必要であると共に、大学という職域での喫煙対策とも位置づけられるものである。国立大学法人保健管理施設協議会の認可のもと、国立大学法人における喫煙対策の状況を健康増進法実施前（平成 15 年 4 月）、健康増進法実施 1 年 4 ヶ月後（平成 16 年 9 月）、健康増進法実施 3 年後（平成 18 年 11 月）に調査したので報告する。

【方法】 国立大学保健管理等施設協議会の会員（国立大学法人保健管理センター施設長）に対して HP 入力あるいは FAX 送信・郵送による調査への協力を依頼した。調査内容は大学の喫煙対策の現状、学内でのタバコ販売、喫煙対策推進のための学内組織、喫煙対策実施後のメリットと問題点、学生への教育、学生および職員の喫煙率、禁煙支援状況とした。

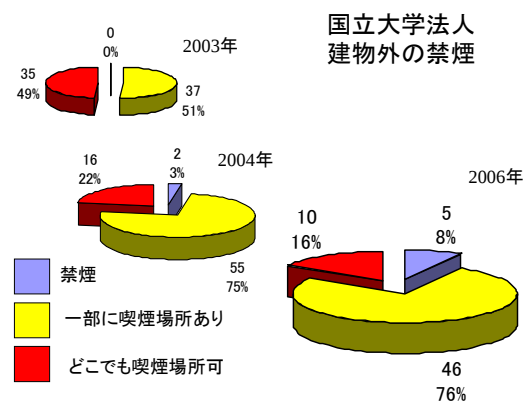
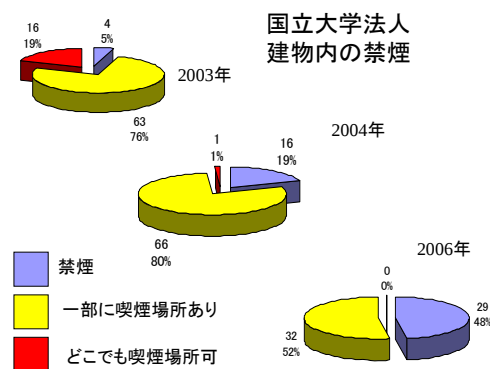
【結果】 平成 15 年と 16 年の調査では 87 国立大学法人中 84 大学から、平成 18 年の調査では現時点までで 63 大学から回答を得た。

敷地内禁煙（建物外にも建物内にも喫煙場所がない）を大学の方針として決定しているのは平成 15 年 4 月には実施校はなく、平成 16 年 9 月時点でも 2 大学にとどまったが、平成 18 年度調査では 5 大学（医学系単科大学 1、教育系単科大学 2、その他 2）と増加した。

建物内禁煙（建物内に喫煙場所はない）の実施は平成 15 年には 4 校であったが、平成 16 年には 16 校、平成 18 年には 29 校と増加し、建物内どこでも喫煙可の大学は 16 校から 0 校へ激減した。

平成 15 年には約半数の国立大学で建物外の「どこでも喫煙可」であったが、平成 18 年には 10 大学（16%）と減少した。しかし大学の大多数では「喫煙場所を設けて喫煙可」ととどまっていた。

キャンパス内でのタバコ販売を行わない大学は平成 15 年には 12 校、平成 16 年には 24 校、平成 18 年には 26 校と漸増傾向にとどまった。喫煙対策を実施した大学では「学生の意識の向上」「学生から喜ばれた」「禁煙学生の増加」「大学のイメージ向上」等、概ね良い結果が得られた事が示されたが、「教職員の苦情」も 16 校で報告があった。



【結論】 今回の調査結果から、多くの国立大学法人が健康増進法実施後に喫煙対策に取り組んでいるものの、敷地内禁煙を実施する大学は少数にとどまり、積極的な喫煙対策推進の必要性が明らかになった。しかしながら、この 4 年間で喫煙対策が大幅に進捗した大学も多いことや、喫煙対策に取り組んでのメリット評価も多く見られた。大学が敷地内禁煙を実施するためのサポートの必要性が示唆された。